

**久留米市中小商工業融資委員会 名簿**  
 (任期:令和7年11月5日から令和8年8月31日まで)

	役職	氏名	備 考
市 議 会		原口 和人	久留米市議会議員
		後藤 敬介	久留米市議会議員
		金子 むつみ	久留米市議会議員
		松岡 保治	久留米市議会議員
		坂田 光弘	久留米市議会議員
業 界 代 表	副委員長	穴見 英三	久留米商工会議所 専務理事
		西野 恵子	久留米商工会議所 女性会会长
		松田 シクエ	久留米南部商工会 女性部部長
		古賀 幹子	久留米東部商工会 女性部部長
		北川 和子	田主丸町商工会 女性部部長
		大熊 マナミ	中小企業診断士
金 融 機 関		武藤 一雄	福岡銀行 久留米営業部長
		本田 雅之	筑邦銀行 融資部長
		畠田 貴志	筑後信用金庫 融資部長
		川原 渉	福岡県信用保証協会 久留米支所長

※委員長は融  
資委員会開催  
時に互選

事務局：商工観光労働部商工政策課

TEL：0942-30-9133

○久留米市中小商工業融資委員会規則

昭和39年4月1日

久留米市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和33年久留米市条例第8号）第3条の規定に基づき久留米市中小商工業融資委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し意見を答申するものとする。

- (1) 中小商工業者に対する融資金の融資額および融資条件に関する事項
- (2) その他融資に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 業者代表
- (3) 金融機関代表

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(久留米市産業融資委員会規則の廃止)

2 久留米市産業融資委員会規則（昭和33年久留米市規則第10号）は、廃止する。

附 則（昭和39年10月21日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年8月7日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月10日規則第56号）

この規則は、平成5年12月15日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第29号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第134号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月31日規則第98号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

# 久留米市中小商工業融資委員会

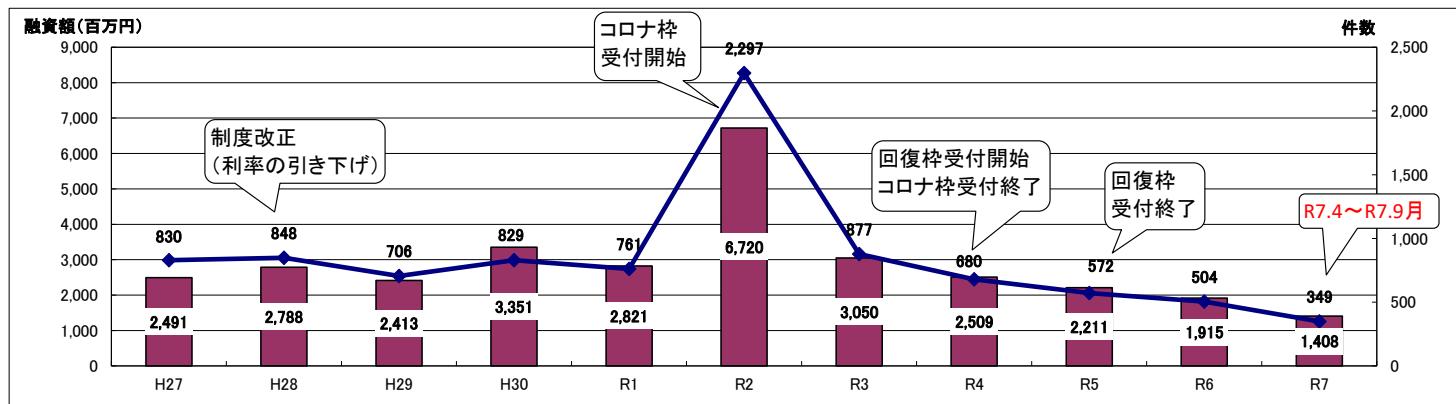
(令和7年11月21日 開催)

## 報 告 資 料

- ① 久留米市制度融資の融資額及び融資件数の推移
- ② 久留米市コロナ関連融資の実績
- ③ 企業倒産の状況
- ④ 参考) 久留米市中小企業融資のご案内チラシ

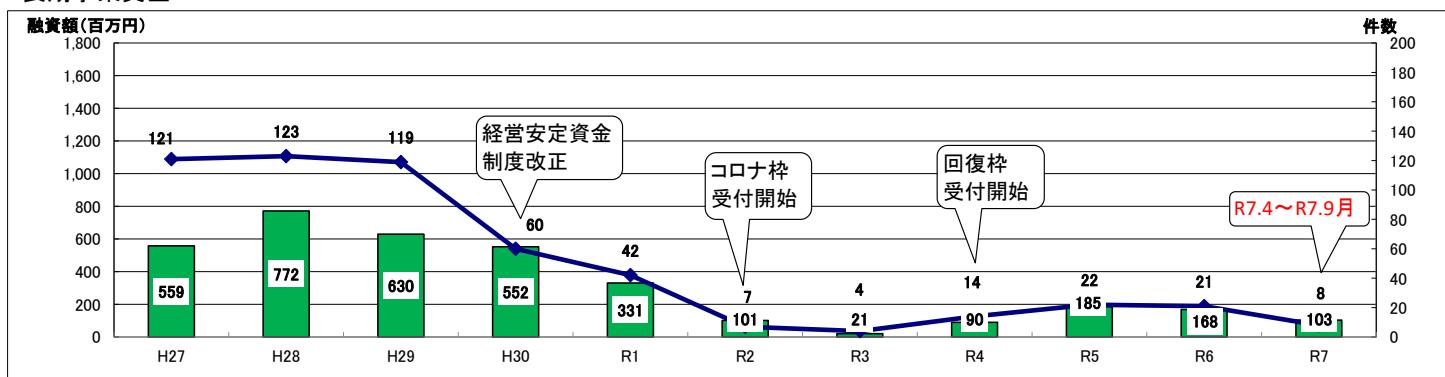
## 久留米市制度融資の融資額および融資件数の推移(平成27年度～令和7年9月)

□制度融資全体



融資額・件数とともに、R1年度までは概ね横ばい。
R2年5月に開始した新型コロナウイルス感染症特別枠(緊急経営支援資金)により、いずれも大幅増。
R4年7月に経営回復支援特別枠(緊急経営支援資金)の受付開始。
R5年3月末に新型コロナウイルス感染症特別枠、R6年3月末に経営回復支援特別枠の受付終了。
今後はR1年度までの水準に回帰していくと見込む。

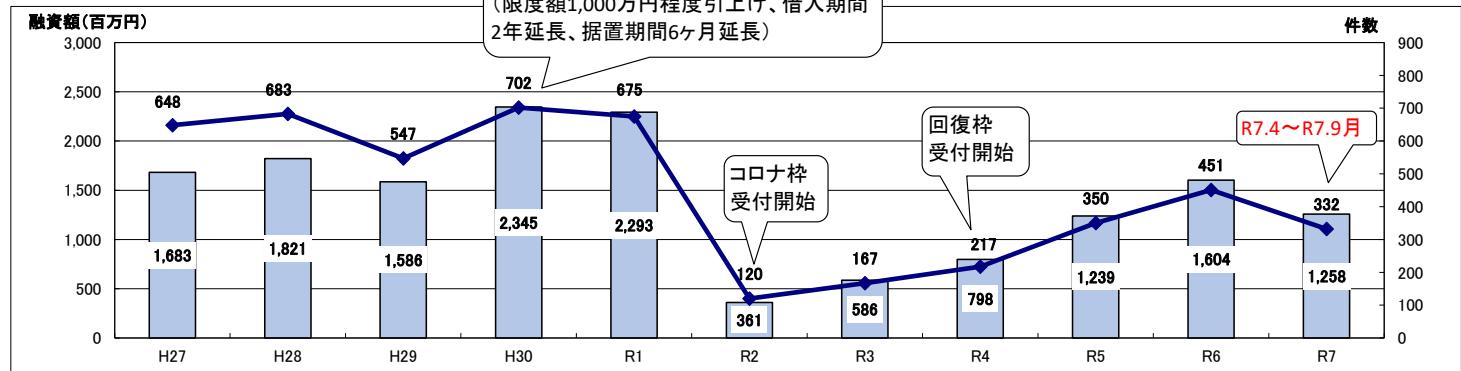
### 1. 長期事業資金



H30年4月に経営安定資金の借入限度額・借入期間を拡充したため需要が流れ、融資額・件数が減少。  
R2年度からのコロナ融資(新型コロナウイルス感染症特別枠・経営回復支援特別枠)によりさらに減少。  
R5年度以降、年間約20件・2億円弱の利用があつており、今後も同水準で推移すると見込む。

## 2. 経営安定資金

制度改正  
(限度額1,000万円程度引上げ、借入期間  
2年延長、据置期間6ヶ月延長)



3つの融資メニュー(小口資金・小規模企業者振興資金・短期安定資金)の総称。

H30年4月に借入限度額・借入期間を拡充したため、他資金の需要を吸収する形で利用が増加。

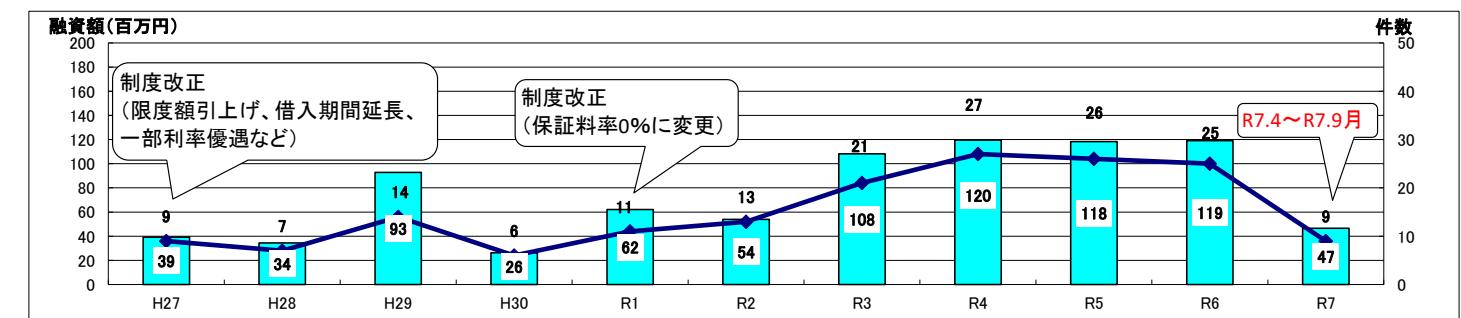
R2年度からのコロナ融資により利用は急減したものの、徐々に回復。

今後はR1年度までの水準に回帰していくと見込む。

## 3. 新規開業資金

制度改正  
(限度額引上げ、借入期間延長、  
一部利率優遇など)

制度改正  
(保証料率0%に変更)



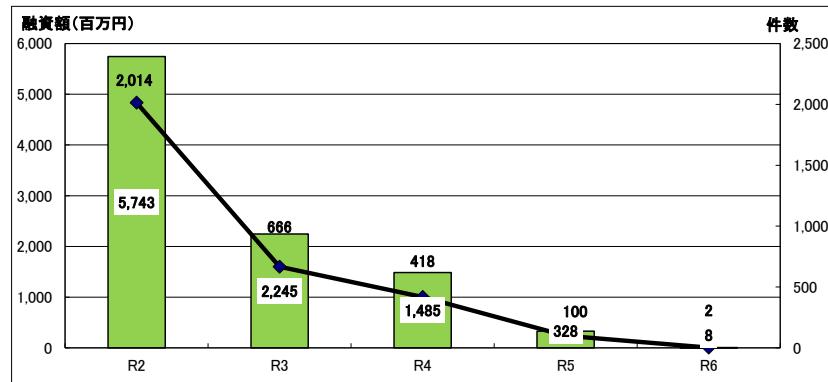
令和3・4年度に融資額・件数ともに大幅に増加、創業機運の高まりが見受けられる。

近年は横ばいで推移。申込者の業種としては、サービス業の割合が高い傾向。

今後も年間20～30件・1億円程度の利用があるものと見込む。

## 久留米市コロナ関連融資の融資額および融資件数

### □合計(新型コロナウイルス感染症特別枠+経営回復支援特別枠)

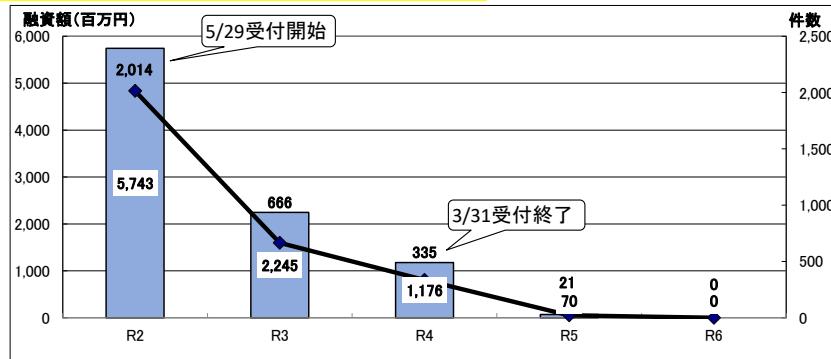


元金据置期間が長く、低利率かつ利子・保証料ともに実質無料という事業者に有利な条件設定により、多くの事業者が活用。

計3,200件、約100億円の融資が実行された。

	R2	R3	R4	R5	R6	総計
融資額(千円)	5,743,350	2,245,304	1,485,240	328,446	8,000	9,810,340
件数 (件)	2,014	666	418	100	2	3,200

### 1. 新型コロナウイルス感染症特別枠



令和2年5月に新型コロナウイルス感染症特別枠の受付を開始。  
令和5年3月末で受付を終了。

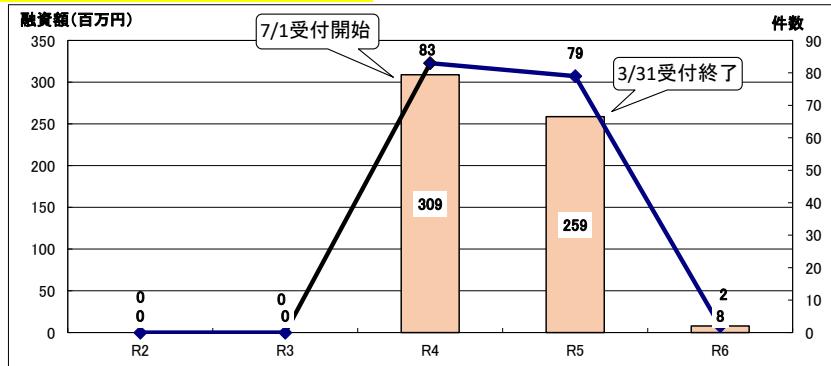
#### 【融資条件】

- ・限度額: 500万円(R2年11月末までは350万円)
- ・借入期間: 10年(元金据置5年)
- ・利率: 0.8%
- ・保証料率: 0%(全額市が補填)
- ・利子補給あり(5年間)

計3,036件、約92億円の融資が実行された。

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
融資額(千円)	5,743,350	2,245,304	1,176,440	69,800	—	9,234,894
件数 (件)	2,014	666	335	21	—	3,036
平均融資額	2,852	3,371	3,512	3,324	—	3,042

### 2. 経営回復支援特別枠



令和4年7月に経営回復支援特別枠の受付を開始。  
令和6年3月末で受付を終了。

#### 【融資条件】

- ・限度額: 500万円
- ・借入期間: 10年(元金据置3年)
- ・利率: 1.26%
- ・保証料率: 0%(全額市が補填)
- ・利子補給あり(3年間)

計164件、約6億円の融資が実行された。

	R2	R3	R4	R5	R6	合計
融資額(千円)	—	—	308,800	258,646	8,000	575,446
件数 (件)	—	—	83	79	2	164
平均融資額	—	—	3,720	3,274	4,000	3,509

## 全国及び久留米市の企業倒産状況について

新型コロナウイルス感染症の流行前後			企業の倒産状況(負債額1,000万円以上)				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7.1月～9月
全国	8,354件	7,809件	6,015件	6,376件	8,497件	9,901件	7,619件
	前年比	-6.5%	-23.0%	6.0%	33.3%	16.5%	—
久留米市	16件	17件	13件	12件	22件	25件	26件
	前年比	6.3%	-23.5%	-7.7%	83.3%	13.6%	—

【出典：帝国データバンク】

コロナ直後は各種支援策があり、R4年までは倒産件数も減少傾向。

R5年からは増加に転じ、R6年は年間約1万社が倒産している状況。

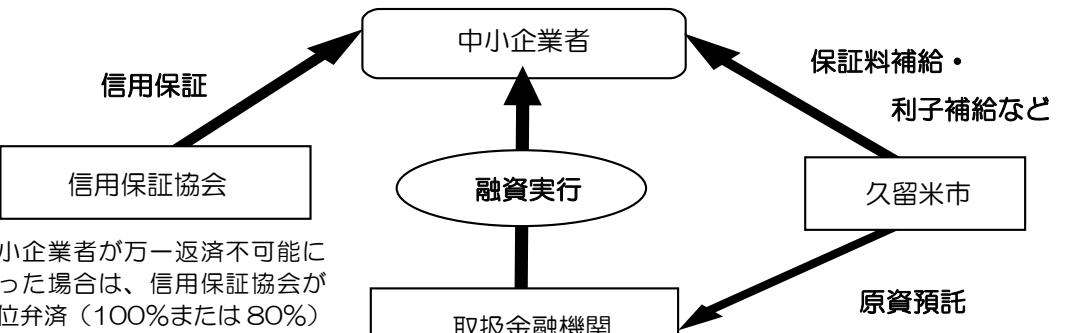
今後もこの状況は続く見込み。

# 久留米市 中小企業融資のご案内

久留米市では、中小企業者の皆様が必要とされる資金の調達を応援し、経営発展の支援を行っています。

## 1. 久留米市中小企業融資のしくみ

この制度は、久留米市内の中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



## 2. ご利用要件

- ・久留米市内に事業所を有する中小企業者であること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・市税を完納していること
- ・特定非営利法人（NPO法人）も利用可能（但し利用できる制度や必要書類が異なりますので必ず事前に市にご相談ください）

暴力団または暴力団員が関与する中小企業者は、融資の利用ができません

## 3. お申し込みに必要な書類（チェックリストとしてご利用ください）

### 個人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し  
※3ヶ月以内のもの 1通
- 確定申告書の写し（2期分） 1部
- (設備資金の場合)  
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)  
許認可証の写し 1部
- (緊急経営支援資金、新事業展開・事業再構築支援資金、都心部・地域商業賑わい創出支援資金の場合)  
認定書 1部
- (新規開業資金の場合)  
所得証明書 1部
- その他必要と認める書類

### 法人事業の方

- 信用保証協会全国統一申込書式 1部
- 市税の滞納のない証明書 1通
- 印鑑証明書の写し  
※3ヶ月以内のもの 1通
- 決算書（2期分）・残高試算表 1部
- 登記簿の履歴事項全部証明書 1部
- (設備資金の場合)  
見積書、カタログ、設計書等 1部
- (許認可を必要とする業種の場合)  
許認可証の写し 1部
- (緊急経営支援資金、新事業展開・事業再構築支援資金、都心部・地域商業賑わい創出支援資金の場合)  
認定書 1部
- (新規開業資金の場合)  
所得証明書 1部
- その他必要と認める書類

## 5. 利子補給と保証料補給

久留米市内の中小企業の皆様の負担を軽減する取組みとして、信用保証料と支払利子をそれぞれ助成する制度があります。				
制度名	対象資金	対象借入額	補給額	申請時期（注3）
保証料補給	上記参照	350万円以内	信用保証料全額（注1）	保証料支払日から3ヶ月以内
利子補給（注2）	緊急経営支援・新規開業・新事業展開・事業再構築支援（一部）・都心部・地域商業賑わい創出支援	限度なし	借入れ後1年間の支払利子の全額（延滞利子分除く）	融資実行日から1年経過後

（注1）経営安定資金（小口資金、小規模企業者振興資金、短期安定資金）は、借入期間を5年とした場合の信用保証料額を限度額とします。

（注2）・緊急経営支援資金、新規開業資金、都心部・地域商業賑わい創出支援資金は、利子補給の対象となりません。

- ・新事業展開・事業再構築支援資金の利子補給対象は、事業内容が次のいずれかに該当するものに限ります。
  - ・高度医療関連産業・バイオ、食品加工関連産業・自動車、産業機械関連産業・低炭素型社会貢献産業
  - ・海外ビジネス展開事業・デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上の取組・新たな雇用の創出
  - ・市が別途定める補助金等の採択を受けた事業

（注3）申請書等は、保証料補給は金融機関、利子補給は久留米市からお渡しします。指定された期日までに申請しなければ、補助は受けられません。

（注4）保証料補給は保証人を不要とした際の上乗せ分の保証料についても対象とします。

## 6. 緊急経営支援資金の認定

### （1）緊急経営支援資金の認定にかかる必要な書類

- ①「一般枠」  
(次のうちいずれかの資料)
    - ・セーフティネット保証の認定書
    - ・最近3ヶ月及び前年同期の売上が確認できる帳簿等
  - ②「経済対策特別枠」  
直近の事業所税の申告書（控え）
  - ③「災害復旧枠」  
り災証明（被災証明）書
  - ④「災害事前対策枠」  
事業計画書、事業継続力強化計画認定書の写し、見積書、申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類等
- \*印鑑（個人の場合は代表者の印鑑、法人の場合は印鑑登録している代表者印）をご準備ください。

### （2）認定窓口 商工政策課（市役所11階）または各総合支所産業振興課

### （3）その他 認定申請書は、市HPからダウンロードできます。

※事業所税は、「資産割」と「従業者割」から構成され、免税点を超えていれば、課税対象となります。

（資産割の免税点）久留米市内に所在する事業所等の床面積を合計した延床面積が1,000m<sup>2</sup>以下  
(従業者割の免税点)久留米市内の事業所等の従業者数の合計が100人以下

## 7. 新事業展開・事業再構築支援資金、都心部・地域商業賑わい創出支援資金の認定

### ●認定にかかる必要な書類

- ・融資対象事業所申請書
- ・事業計画書
- ・見積書など

## 8. 久留米市融資制度の相談窓口（まずはお気軽にご相談ください）

### ●久留米市商工政策課

新産業創出支援課	TEL 30-9133	FAX 30-9707
産業振興課 田主丸総合支所	TEL 0943-72-2110	FAX 0943-72-3819
北野総合支所	TEL 78-3569	FAX 78-3377
城島総合支所	TEL 62-2115	FAX 62-3732
三瀬総合支所	TEL 64-2315	FAX 65-0957

### ●久留米商工会議所 経営支援課

TEL 33-0213 FAX 33-0933

### ●久留米南部商工会

TEL 64-3649 FAX 64-4850

### ●久留米東部商工会 善導寺事務所

TEL 47-1231 FAX 47-0823

北野事務所

TEL 78-3311 FAX 78-4873

### ●田主丸町商工会

TEL 0943-72-2816 FAX 0943-73-0313

制度名	使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率	保証人 ※5	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料 補給	利子 補給		
①長期事業資金	設 備 転	5,000 万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0. 45~ 0. 92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関	りそな銀行 福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行	○	—		
経 常 安 定 資 金	②小口資金 ③小規模企業者 振興資金	設 備 転	2,000 万円	1.6% (1.4%)	7年 (1年)	0. 45~ 0. 92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関	りそな銀行 福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 熊本銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	○	—	
			2,000 万円	1.3%		0. 5~ 1. 12%	原則として 法人は代表者 個人は不要	市内小規模企業者。本制度の申込金額と既存の保証付融資残高の合計が 2,000 万円以内であること					
	④短期安定資金	運 転	2,000 万円	1.5% (1.3%)	1年	0. 45~ 0. 92%	原則として 法人は代表者 個人は不要	特に緊急に必要と認められる資金					
緊 急 経 常 支 援 資 金	⑤一般枠	運 転 (限定付で設備資金)	1,000 万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0. 45~ 0. 84%	原則として 法人は代表者 個人は不要	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可) 事業所税が課税されている方(事業所税が全額減免される方は除く) 中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定を受けた方	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	○	○		
	⑥経済対策特別枠	運 転	1,000 万円	1.26%		0. 57%		次のいずれかに該当する資金 ①「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により「激甚災害」もしくは「局地激甚災害」のいずれかに指定された災害を受け、事業の復旧に必要な資金 ②「災害救助法」の適用を受け、事業の復旧に必要な資金 ①及び②と同等の災害と市長が認めた災害を受け、事業の復旧に必要な資金		—	○		
	⑦危機関連枠	設 備 転	1,000 万円	1.26%		0%		事業継続力強化計画の認定を取得し、計画に記載する浸水被害をはじめとした災害への事前対策を行うために必要な資金		—	—		
	⑧災害復旧枠	設 備 転 (復旧に必要な資金)※3	1,000 万円 (対象となる災害ごと)	0.8%		0%		次のいずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出 (日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方 ③デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上を行う方 ④市が別途定める補助金等の採択を受けた事業を行う方		久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	—	○(一部)
	⑨災害事前対策枠	設 備	1,000 万円	0.8%		0%		久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要		福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	—	—	
	⑩新事業展開・事業 再構築支援資金	設 備	5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0. 3~ 0. 6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫	—	○(一部)	
⑪都心部・地域商業 賑わい創出支援資金	設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に 必要な資金	(1)3,000 万円 (2)5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0. 3~ 0. 6%	原則として 法人は代表者 個人は不要	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②久留米市地域商業等活性化出店促進事業費の補助対象区域で営業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○	
⑫新規開業資金 ※4	設 備 転	2,000 万円	1.26%	10年 (1年)	0% (経営者保証 免除適用時 0. 2%)	原則として 法人は代表者 (経営者保証 免除適用時は 不要) 個人は不要	次の①と②すべてに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ月)以内(特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある場合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、もしくは申込時点で開業後6ヶ月未満の方、または久留米市内において個人で新たに事業を開始した日から6ヶ月以内に法人成りし、かつ、融資の申し込みの日において、法人成りした日から6ヶ月未満の方 ②別に定める創業塾等を融資申込の日前2年内に受講し、かつ良好な成績で修了している方	久留米市 新産業創出支援課 久留米商工会議所 久留米南部商工会 久留米東部商工会 田主丸町商工会	りそな銀行 福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 十八親和銀行 北九州銀行 熊本銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県信用組合 商工中金	—	○		
			1.16%				上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書のある方 ・市外から転入し18ヶ月以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定時点までに市外から転入した方						

※1 共通要件は以下のとおりです。

(1) 久留米市内に事業所を有する企業者であること (2) 信用保証協会の保証対象業種であること (3) 市税を完納していること

※2 ( ) 内の利率はセーフティネット保証1~6号、危機関連保証利用時に適用されます。

※3 既存借入の借換はできません。ただし、緊急経営支援資金(災害復旧枠)からの借換は除きます。

※4 スタートアップ創出促進保証制度により経営者保証を免除する場合(以下「経営者保証免除適用時」という。)は、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要となります。

※5 一定の要件を備えている法人である場合は、保証料率に「事業者選択型経営者保証非提供制度」で定められている保証料率を上乗せすることで保証人の保証を不要とすることができます。

## □■ 収支条件緩和措置 ■□

資金繰りに支障が生じている中小企業者を対象に、久留米市の制度融資(新事業展開・事業再構築支援資金、都心部・地域商業賑わい創出支援資金を除く)の返済条件を緩和しています。

1. 最長返済期間の延長 最長2年(短期安定資金は最長1年間) 2. 元金返済猶予措置 最長2年(短期安定資金は最長1年間)

両方組み合わせることも可能です。資金を利用している金融機関にてお申ください。

## 【諮詢事項 1 新事業展開・事業再構築支援資金の廃止について】

### 【内 容】

平成27年度以降、本資金の利用はなく、今後の資金需要も別資金で吸収できると考えられるため、令和7年度をもって本資金を廃止する。

資 金 名	新事業展開・事業再構築支援資金
要 件	次のいずれかに該当する事業者 ① 新商品等の開発または生産を行う者 ② 1年以上同一事業を行っており、新たな分野への進出 (日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う者 ③ デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上を行う者 ④ 市が別途定める補助金等の採択を受けた事業を行う者
資 金 使 途	設備資金
限 度 額	5, 000万円
利 率	1. 3%
貸 付 期 間	10年以内 (据置1年以内)
保 証 料 率	0. 3～0. 6%
利 子 補 給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く全額を補給 ※事業内容が次のいずれかに該当するものに限る。 ・高度医療関連産業 ・バイオ、食品加工関連産業 ・自動車、産業機械関連産業 ・低炭素型社会貢献産業 ・海外ビジネス展開事業 ・新たな雇用の創出 ・デジタル技術を活用した販路拡大又は生産性向上の取組 ・市が別途定める補助金等の採択を受けた事業

### 【実施時期】

令和8年4月1日 (令和8年3月31日をもって受付終了)

## 【諮詢事項2 都心部・地域商業賑わい創出支援資金の廃止について】

### 【内 容】

平成29年度以降、本資金の利用はなく、今後の資金需要も別資金で吸収できると考えられるため、令和7年度をもって本資金を廃止する。

資金名	都心部・地域商業賑わい創出支援資金
要件	(1) 小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する事業者 ① 都市計画区域における商業地区で営業する方 ② 久留米市地域商業等活性化出展促進補助事業費の補助対象区域 営業する方 (2) 協同組合など
資金用途	設備資金
限度額	(1) 3,000万円 (2) 5,000万円
利率	1.3%
貸付期間	10年以内（据置1年以内）
保証料率	0.3～0.6%
利子補給	最初の1年間の利子のうち、延滞利子を除く全額を補給
保証料補給	350万円以下の融資に限り、全額を補給

### 【実施時期】

令和8年4月1日（令和8年3月31日をもって受付終了）